

委員会提出議案第1号

桑名市議会委員会条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成29年3月27日 提出

提出者 議会改革推進特別委員会委員長 南 澤 幸 美

桑名市議会委員会条例の一部を改正する条例

桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号を次のように改める。

(1) 総務安全委員会 9人

- ア 防災・危機管理分野に関する事項
- イ まちづくり分野に関する事項
- ウ 国内交流分野に関する事項
- エ コミュニケーション活動分野に関する事項
- オ 行財政分野に関する事項
- カ 公共施設分野に関する事項
- キ 地域コミュニティ分野に関する事項
- ク 男女共同参画分野に関する事項
- ケ 生涯学習分野に関する事項
- コ スポーツ分野に関する事項
- サ 人権政策分野に関する事項
- シ 消防・救急分野に関する事項
- ス 他の常任委員会の分野に属しない事項

(2) 教育福祉委員会 9人

- ア 地域福祉分野に関する事項
- イ 医療保険・生活保護分野に関する事項
- ウ 子ども・子育て支援分野に関する事項
- エ 障害者（児）福祉分野に関する事項
- オ 介護保険・高齢者福祉分野に関する事項
- カ 地域医療・健康づくり分野に関する事項
- キ 学校教育分野に関する事項
- ク 国際理解教育分野に関する事項
- ケ 人権教育分野に関する事項

(3) 都市経済委員会 8人

- ア 商業・工業分野に関する事項
- イ 国際交流分野に関する事項
- ウ プロモーション活動分野に関する事項
- エ 文化分野に関する事項
- オ 農林水産業分野に関する事項
- カ 防犯・交通安全分野に関する事項
- キ 環境・廃棄物対策分野に関する事項
- ク 都市デザイン分野に関する事項
- ケ 中心市街地分野に関する事項
- コ 公共交通分野に関する事項
- サ 道路分野に関する事項
- シ 河川分野に関する事項
- ス 上下水道分野に関する事項

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

桑名市組織条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(第2条) (常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 <u>(1) 総務安全委員会 9人</u> <u>ア 市長公室の所管に関する事項</u> <u>イ 総務部の所管に関する事項</u> <u>ウ 市民安全部の所管に関する事項</u> <u>エ 会計管理室の所管に関する事項</u> <u>オ 消防本部の所管に関する事項</u> <u>カ 選挙管理委員会の所管に関する事項</u> <u>キ 監査委員の所管に関する事項</u> <u>ク 他の常任委員会の所管に属しない事項</u> <u>(2) 教育福祉委員会 9人</u> <u>ア 保健福祉部の所管に関する事項</u> <u>イ 教育委員会の所管に関する事項</u> <u>(3) 都市経済委員会 8人</u> <u>ア 経済環境部の所管に関する事項</u> <u>イ 都市整備部の所管に関する事項</u> <u>ウ 上下水道部の所管に関する事項</u> <u>エ 農業委員会の所管に関する事項</u></p> | <p><u>(1) 総務安全委員会 9人</u> <u>ア 防災・危機管理分野に関する事項</u> <u>イ まちづくり分野に関する事項</u> <u>ウ 国内交流分野に関する事項</u> <u>エ コミュニケーション活動分野に関する事項</u> <u>オ 行財政分野に関する事項</u> <u>カ 公共施設分野に関する事項</u> <u>キ 地域コミュニティ分野に関する事項</u> <u>ク 男女共同参画分野に関する事項</u> <u>ケ 生涯学習分野に関する事項</u> <u>コ スポーツ分野に関する事項</u> <u>サ 人権政策分野に関する事項</u> <u>シ 消防・救急分野に関する事項</u> <u>ス 他の常任委員会の分野に属しない事項</u> <u>(2) 教育福祉委員会 9人</u> <u>ア 地域福祉分野に関する事項</u> <u>イ 医療保険・生活保護分野に関する事項</u> <u>ウ 子ども・子育て支援分野に関する事項</u> <u>エ 障害者(児)福祉分野に関する事項</u> <u>オ 介護保険・高齢者福祉分野に関する事項</u> <u>カ 地域医療・健康づくり分野に関する事項</u> <u>キ 学校教育分野に関する事項</u> <u>ク 国際理解教育分野に関する事項</u> <u>ケ 人権教育分野に関する事項</u> <u>(3) 都市経済委員会 8人</u> <u>ア 商業・工業分野に関する事項</u> <u>イ 国際交流分野に関する事項</u> <u>ウ プロモーション活動分野に関する事項</u> <u>エ 文化分野に関する事項</u> <u>オ 農林水産業分野に関する事項</u> <u>カ 防犯・交通安全分野に関する事項</u> <u>キ 環境・廃棄物対策分野に関する事項</u> <u>ク 都市デザイン分野に関する事項</u> <u>ケ 中心市街地分野に関する事項</u> <u>コ 公共交通分野に関する事項</u> <u>サ 道路分野に関する事項</u></p> |

| | |
|--|--|
| | <u>シ 河川分野に関する事項</u> <u>ス 上下水道分野に関する事項</u> |
|--|--|